

(参 考)

- 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の雇用関係の取扱いに関する
Q & A

Q 1 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の雇用関係の取扱いのポイントについて教えてください。

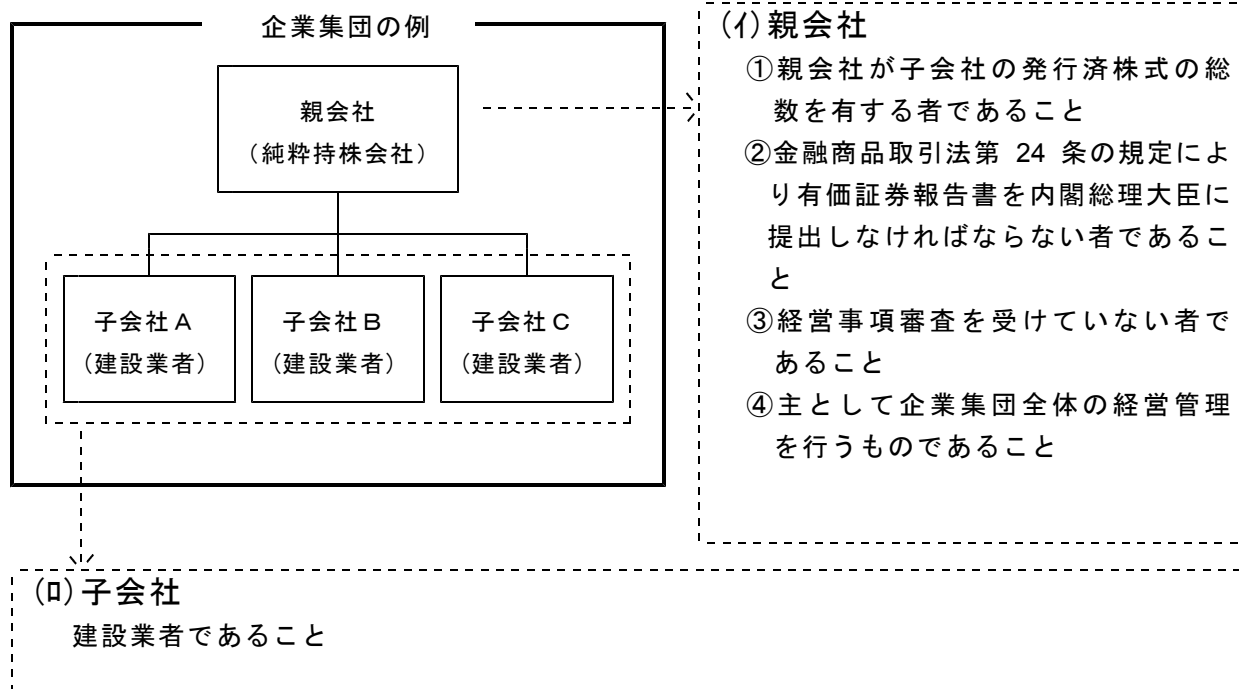
A 1 国土交通大臣の認定を受けた企業集団において、親会社（純粋持株会社）からその子会社（100%子会社である建設業者）への出向社員が当該子会社の請け負った建設工事の主任技術者又は監理技術者となることを認めるものです。

なお、国土交通大臣の認定を受けた企業集団とは、「建設業法第 27 条の 23 第 3 項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成 20 年 1 月 31 日国土交通省告示第 911 号。）附則 6 の規定により認定を受けた企業集団です。

この企業集団は、おおむね次のようになります。

【企業集団】

- (1) (イ)のいずれにも該当する親会社及び(ロ)のいずれにも該当する子会社から構成されること
- (2) 建設業者である子会社が全て含まれること
- (3) 親会社、子会社が他の企業集団に属していないこと
- (4) 企業結合により経営基盤の強化を行おうとする建設業者がある場合であること



Q 2 子会社は同じ企業集団に属する他の子会社からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置くことはできないのですか。

A 2 子会社が主任技術者又は監理技術者として工事現場に置くことができるのは親会社からの出向社員であり、他の子会社からの出向社員を監理技術者等として置くことはできません。

Q 3 出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く建設工事の下請負人に係る条件について教えてください。

A 3 子会社はその請け負った建設工事において親会社からの出向社員を主任技術者又は監理技術者として置く場合には、当該建設工事の各下請負人に当該子会社の親会社又は当該子会社と同じ企業集団（国土交通大臣の認定を受けた企業集団）に属する他の子会社が含まれることは認められません。

なお、下請負人がこの条件を満たしているか否かについては、当該建設工事に係る施工体制台帳等により確認することとなります。

Q 4 親会社からの出向社員を子会社が監理技術者として置く場合に、監理技術者資格者証の記載内容の変更は必要ですか。

A 4 親会社から子会社への出向社員については、当該出向社員が交付を受けている監理技術者資格者証に記載されている所属建設業者の変更を行う必要はありません。

なお、この場合に発注者支援のためのデータベース等によって当該技術者の雇用関係を確認すると、当該技術者は所属建設業者に関し疑義のある者として取り扱われることとなります。そこで、このような監理技術者については、親会社（出向元の会社）又は子会社（出向先の会社）が有する国土交通大臣の認定を受けた企業集団であることを証する書面及び健康保険被保険者証等により、子会社が監理技術者として工事現場に置くことができる社員であるか否かを確認することとなります。